

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省30-2-2)

施策名	2-2 データ活用	担当部局名	商務情報政策局	政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策の概要	①IoT、ビッグデータ、AI等の革新的技術を活用した先進事例の発掘とその面的拡大、その基盤となるデータ流通環境の整備、②企業のIT投資の促進、③行政における積極的なオープンデータ化(政府のIT化)により、第4次産業革命を実現する。			政策体系上の位置付け	2 産業育成
達成すべき目標	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高戦略のIT社会の実現」に向け、オープンデータやビッグデータの利活用の促進などの政策を実施し、世界最先端のIT活用社会を実現する。		目標設定の考え方・根拠	ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化を受けて、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「世界最高水準のIT社会の実現」と記載されている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	28年度	29年度	30年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、サイバーセキュリティ戦略
	10,003の内数 (9,158)の内数	6,006	8,759		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	施策の進捗状況(実績)							
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 「年間事業支出」に占める「IT」関係支出総額	-	-	2%	30年度	-	-	-	2%	/	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、企業の積極的なIT投資が不可欠。そのため、経済産業省が実施している「情報処理実態調査」における「年間事業支出」に占める「IT関係支出総額」を設定。
2 法人インフォメーションの掲載データ数	-	-	1,000,000	30年度	-	100,000	700,000	1,000,000	/	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、行政機関の保有するデータを誰もが利用できるオープンデータとして提供し、利活用を進めることが重要。そのため、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、法人インフォメーションにおいて平成30年度までに100万件の掲載を目指すことを踏まえ設定。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	基準値	年度	見込み値	年度ごとの実績値							
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 法人インフォメーションのアクセス数(概数)	-	-	2,000,000	30年度	-	430,000	-	-	/	/	/	「世界最高水準のIT社会の実現」に当たっては、行政機関の保有するデータを誰もが利用できるオープンデータとして提供し、利活用を進めることが重要。関連予算事業(事業番号:65)において、成果指標とされていることを踏まえ設定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度					
1 電子経済産業省構築事業 (事務費)	4,713 (4461)	4,822	4,672	平成16年 度	-	本事業により、効率的かつ安全な情報システムの整備を行い、日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」に貢献する。	-	※後 日 記 入 予 定
2 経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業 (旧名:電子経済産業省構築事業)	186 (150)	154	3,250	平成16年 度	2	法人インフォメーション(旧称:法人ポータル)のデータ拡充や機能拡張等により、データ数の向上を図ることが可能となる。	-	
3 旅費等内部管理業務共通システムの最適化事業(事務費)	620 (616)	606	605	平成21年 度	-	日本再興戦略の柱の一つである「世界最高水準のIT社会の実現」や世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)では行政のIT化と業務改革に取り組むこととされており、本事業における各府省等で共通する旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務に係る府省共通システムの開発・導入促進を通じて、ITを活用した簡素で効率的な行政運営を推進し、IT活用社会の実現を図るものである。	-	
4 情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	-	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	